

# 令和3年度 一般社団法人日本在宅看護学会 第1回社員総会次第

日時：令和3年6月29日（火）17:00～19:00  
場所：Zoomによる遠隔開催

## 議題

### 1. 報告事項

- 1) 令和2年度一般社団法人日本在宅看護学会事業報告 資料1
  
- 2) 第11回日本在宅看護学会学術集会準備状況について 資料2
  
- 3) 理事の辞任について 資料3

### 2. 審議事項

- 1) (第一号議案) 令和2年度一般社団法人日本在宅看護学会決算報告及び監査報告 資料4
  
- 2) (第二号議案) 後任理事の選任について 資料5
  
- 3) (第三号議案) 定款の変更について 資料6

### 3. その他

- 1) 令和3年度事業計画について 資料7

## 令和 2 年度 一般社団法人日本在宅看護学会事業報告

会員数：1043 名（令和 3 年 3 月 31 日現在）

## □学術集会の開催

- ・第 10 回日本在宅看護学会学術集会の開催

テーマ：多様化するニーズに応える在宅看護

集会長：蒔田寛子（豊橋創造大学）

開催日：2020 年 11 月 14 日（土）、15 日（日） 方式：Web 開催

参加者：565 名

プログラム：会長講演、基調講演、シンポジウム 4 題、パネルディスカッション、教育セミナー・ワークショップ、市民公開講座、交流集会 11 題、一般演題 64 題

- ・第 11 回日本在宅看護学会学術集会の準備

テーマ：危機の時代における 在宅看護の覚悟と挑戦

集会長：結城美智子（北海道大学大学院）

開催日：2021 年 11 月 13 日（土）、14 日（日） 方式：Web 開催

- ・日本在宅看護学会学術集会に関する情報発信

ホームページを活用し、学術集会に関する参加募集・演題募集等の広報のための情報発信を行った。

第 11 回からはメール配信サービスも併用し会員向けの情報発信を充実させている。

## □会誌等の発行

- ・学会誌第 9 巻第 1 号（令和 2 年 8 月）および第 2 号（令和 3 年 2 月）の発刊

第 9 巻 1 号は原著論文 2 本・研究 3 本、資料 1 本を掲載した。

第 9 巻 2 号は第 10 回学術集会報告のほか、原著論文 2 本・研究 3 本・資料 3 本・総説 1 本を掲載した。

発行部数 約 1100 部（前年約 950 部）

- ・投稿論文の増加に伴う、編集委員、査読委員体制の強化をおこなった。

- ・投稿論文の増加に伴う電子投稿システムの導入による効率化が図られた。

- ・昨年度から学術集会プログラム・抄録集を分冊とし、学術集会参加者が入手できる形を継続している。

## □在宅看護学の発展に資する教育・研究の推進

- ・在宅看護学に関する研究・教育・研修内容の検討

☆E-learning の作成と公開

テーマ：座長のためのガイド

次年度に向けた研修内容の検討を進めた。

- ・研究倫理審査の実施

研究倫理委員会の運用が開始され、委員会の設置および開催について会員に周知を行った。

委員会の開催はなかった。

## □人々の健康と福祉に貢献するための社会活動

- ・令和2年11月13日（金）～19日（木）に市民向け公開講座を実施した。  
市民公開講座（14:00-15:30）「人々の健康をまもるこれからの看護の取り組み」  
演者：清水 準一（東京医療保健大学）

## □保健医療福祉政策に関する建議

- ・COVID-19の影響もあり、情報収集にとどまった。

## □国内外の関連機関・団体との協力及び連携

- ・高齢者救急問題を検討する懇話会及び日本救急看護学会との連携  
COVID-19の影響もあり、情報収集にとどまった。
- ・日本救急医学会との連携  
第48回日本救急医学会総会・学術集会のパネルディスカッション18 「高齢者救急問題・現状と対策」において佐野けさ美理事が演者として参加した。

## □その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- ・法人運営に適した事務局体制の検討  
運営および会計処理に関する内部資料を整えた。  
会員管理業務の外部委託を継続した。
- ・会員向けメール配信サービスの開始  
即時性の高い情報発信ができるよう、メール配信サービスと契約を行った。

## 第 11 回日本在宅看護学会学術集会準備状況について

テーマ： 危機の時代における 在宅看護の覚悟と挑戦

集会長： 結城美智子（北海道大学大学院）

開催日： 2021 年 11 月 13 日（土）、14 日（日） 方式：Web 開催

参加登録や演題募集が行われており、演題募集は 6 月 21 日（月）17 時まで延長した。

## 理事の辞任について

川村佐和子理事より2021年5月31日に辞任届が提出された。理事会での確認を経て、理事変更の手続きをとる予定である。

法人名：一般社団法人 日本在宅看護学会

## 貸借対照表

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	31,412,502	23,508,639	7,903,863
未収入金	3,120,000	2,896,000	224,000
流動資産合計	34,532,502	26,404,639	8,127,863
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他の有形固定資産	1	1	0
ソフトウェア	259,200	356,400	△ 97,200
その他固定資産合計	259,201	356,401	△ 97,200
固定資産合計	259,201	356,401	△ 97,200
資産合計	34,791,703	26,761,040	8,030,663
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	105,200	274,400	△ 169,200
前受金	200,000	120,000	80,000
流動負債合計	305,200	394,400	△ 89,200
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	305,200	394,400	△ 89,200
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	34,486,503	26,366,640	8,119,863
正味財産合計	34,486,503	26,366,640	8,119,863
負債及び正味財産合計	34,791,703	26,761,040	8,030,663

法人名：一般社団法人 日本在宅看護学会

## 正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日 から令和 3年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
受取会費	10,920,000	5,134,000	5,786,000
事業収益			
学術集会事業収益	5,311,000	7,672,000	△ 2,361,000
教育・研究事業収益	0	0	0
事業収益計	5,311,000	7,672,000	△ 2,361,000
雑収益			
受取利息	188	174	14
その他雑収益	952,380	46,267	906,113
雑収益計	952,568	46,441	906,127
経常収益計	17,183,568	12,852,441	4,331,127
(2) 経常費用			
事業費			
臨時雇賃金	8,240	24,695	△ 16,455
旅費交通費	59,410	909,525	△ 850,115
広告宣伝費	0	12,100	△ 12,100
支払手数料	319,319	8,683	310,636
業務委託費	2,046,985	2,047,430	△ 445
減価償却費	97,200	97,200	0
賃借料	35,228	1,699,777	△ 1,664,549
通信費	443,934	174,891	269,043
消耗品費	70,661	347,471	△ 276,810
諸謝金	297,096	900,000	△ 602,904
会議費	112,098	358,101	△ 246,003
印刷製本費	2,733,775	1,265,975	1,467,800
雑費	0	104,980	△ 104,980
事業費計	6,223,946	7,950,828	△ 1,726,882
管理費			
臨時雇賃金	0	8,000	△ 8,000
旅費交通費	1,150	59,727	△ 58,577
広告宣伝費	149,050	416,000	△ 266,950
支払手数料	9,350	11,576	△ 2,226
業務委託費	1,591,962	213,840	1,378,122
減価償却費	0	0	0
賃借料	11,742	39,580	△ 27,838
通信費	270,778	37,235	233,543
租税公課	55,594	86,519	△ 30,925
消耗品費	9,875	13,789	△ 3,914
諸謝金	668,800	708,250	△ 39,450
会議費	628	7,890	△ 7,262
印刷製本費	0	0	0
雑費	830	109,362	△ 108,532
管理費計	2,769,759	1,711,768	1,057,991
経常費用計	8,993,705	9,662,596	△ 668,891
当期経常増減額	8,189,863	3,189,845	5,000,018
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	8,189,863	3,189,845	5,000,018
法人税、住民税及び事業税	70,000	69,800	200
当期一般正味財産増減額	8,119,863	3,120,045	4,999,818
一般正味財産期首残高	26,366,640	23,246,595	3,120,045
一般正味財産期末残高	34,486,503	26,366,640	8,119,863
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	34,486,503	26,366,640	8,119,863

法人名：一般社団法人 日本在宅看護学会

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑問を抱かせる事象または状況はない。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

学会利用のソフトウェアについては、償却期間（5年）の定額法により処理している。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の有形固定資産	122,148	122,147	1
ソフトウェア	486,000	226,800	259,200
合計	608,148	348,947	259,201

### 4. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	債権金額	貸倒引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
未収入金	3,120,000	0	3,120,000
合計	3,120,000	0	3,120,000

法人名：一般社団法人 日本在宅看護学会

## 財 産 目 録

令和 3年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手元保管		0
	普通預金	みずほ銀行三鷹支店		20,144,942
		ゆうちょ銀行	学術集会	500,000
	未収入金	ゆうちょ銀行	会費管理	10,767,560
		会員に対する未収額	会員会費	3,120,000
流動資産合計				34,532,502
(固定資産)	その他の有形固定資産	事務局用パソコン		1
	ソフトウェア	Editorial Manager日本語版		259,200
固定資産合計				259,201
資産合計				34,791,703
(流動負債)	未払金	㈱アトラス	Editorial Manager利用料	35,200
		千代田都税事務所	法人住民税	70,000
	前受金	会員からの前受額	翌年度会員会費	200,000
流動負債合計				305,200
固定負債合計				0
負債合計				305,200
正味財産				34,486,503

## 監 査 報 告 書

令和 3 年 6 月 20 日

一般社団法人 日本在宅看護学会  
理事長 山 田 雅 子

一般社団法人 日本在宅看護学会  
監事 上 野 桂 子

監事 棚 橋 さ つ き



令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までの会計年度における会計及び事業の監査を行い、次の通り報告する。

### 1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務遂行の妥当性を検討した。

### 2 監査意見

- (1) 正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状態を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

## 後任理事の選任について

報告事項3)により、現在、欠員となっている理事に、小野若菜子 代議員（聖路加国際大学、准教授）を選任する件

（注：定款第26条4により、任期は「前任者の任期の満了する時まで」となり、2023年度の定期社員総会までとなる）

## 定款の変更について

理事会において、代議員や役員の大半が定款の再任規定に抵触し、次回の被選挙権を失うことから、学会運営の継続性について懸念が示されたことを受けて、選挙管理委員における検討を行い、代議員や理事が8年間の再任の上限に達している場合の対応として下記の2点に絞って定款を変更することを理事会に提案した。

- ・ 理事長の任期が2年未満の場合に、最大2期（4年）まで追加して再任が可能となるよう、再任の規定を変更する。
- ・ 理事長が指名する理事に限り、1期（2年）まで追加して再任が可能となるよう、再任の規定を変更する。

この方針を理事会で確認した上で、司法書士からの具体的な助言を踏まえて、理事会での審議・承認により定款を以下の通り変更することを総会に提案する。

### 第11条

現 7 代議員は連続して再任できない。

新 7 代議員は、連続して再任できない。ただし、代議員の任期が満了する時点において、理事長としての在職期間が2年に満たない理事長である代議員は、この限りでない。

### 第26条

現 3 役員はこれを妨げない。ただし、連続しての再任は8年を超えることはできない。

新 3 理事又は監事は、連続して8年を超えて再任できないものとする。ただし、8年を超えた時点において、理事長としての在職期間が2年に満たない理事長は12年、理事長の指名により選任された理事は10年にその期間を伸長する。

#### ・変更理由等

法人法上、役員は任期は定められているが、その再任については特に定めがなく、いわゆる法人の私物化を防ぐための対策として各法人が定款によって定める事となっている。

本学会では法人化以降、定款で代議員、役員とも再任を連続して8年までとしてきたため、次回の選挙では大半の代議員や役員が交代することとなる。また、現理事長もこの規定のため、就任後2年で離任することとなり、定款で8年間までの再任を認めることで期待されていた長期的な視点での運営が難しくなることが予想される。

このことから、現理事等が指名理事として2年に限り選任されることで業務の円滑な引き継ぎを行うこと。また、理事長については在職期間が2年に満たない場合に限り、更に4年間理事長を継続できるよう被選挙権を残すこと。の2点について、定款を変更することとした。

指名理事以外の理事は新たな代議員から選任されること、理事長についても被選挙権を残すだけであり、新たに選出された代議員により理事として選出され、かつ理事が理事長を互選することから、法人の私物化や役員の流動性の阻害を防ぐよう配慮した形とした。

今後は、代議員、役員は再任の状況にばらつきが生じてくることから、こうした規定が不要となる可能性もあり、継続的な検討が必要である。

## 令和三年度 一般社団法人日本在宅看護学会事業計画

1. 第11回日本在宅看護学会学術集会を開催する
2. 学会誌を年に2回発行する
3. 在宅看護学の発展に資する教育・研究の推進
  - ・ 学会員の研究する力が向上する
  - ・ 看護師基礎教育改正に関連して「地域・在宅看護論」の内容および教授方法について情報を集め、発信する
4. 災害対策関連事業案を新たに立案する
5. 地域の人々と共に看護することを広める
  - ・ 市民向け公開講座を行う
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
  - ・ 国内外の関連機関・団体との協力及び連携
7. 事務局体制の強化